

選定療養費制度（自己負担変更）について

当院では長期入院患者（180日超え）に入院基本料の15%分を選定療養費（自己負担）として請求させていただくことになっております。

2024年6月1日、診療報酬改定により入院基本料が改正され、選定療養費（自己負担）が変更となりますのでお知らせいたします。

入院料の区分	選定療養費	入院期間が180日を超えた日以降の自己負担
地域一般入院料3 1,003点	入院基本料15% $1,003\text{点} \times 0.15$ =150点	選定療養費として1日当り $150\text{点} \times 10\text{円} \times (1.1)$ =1,650円（税込） (1点=10円)

(10円未満 四捨五入)

長期入院患者は選定療養費（自己負担）が保険外負担金となりますが、本制度のご理解をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、1階受付窓口（医事課）へお尋ねください。

弘前記念病院